

福岡地域森林計画変更計画

(福岡森林計画区)

計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 12年 3月 31日

福 岡 県

福 岡 森 林 計 画 区

R 1 . 1 2 策 定

R 3 . 1 2 1 次 変 更

R 5 . 1 2 2 次 変 更

II	計画事項	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
	(1) 森林の整備及び保全の目標	1
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	1
第3	森林の整備に関する事項	2
2	造林に関する事項	2
	(1) 人工造林に関する指針	2
3	間伐及び保育に関する事項	2
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	4
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	5
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	6
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	6
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	6
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	6
第4	森林の保全に関する事項	7
1	森林の土地の保全に関する事項	7
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7
第6	計画量等	8
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	8
2	間伐面積	8
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	8
4	林道の開設及び拡張に関する計画	9

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林資源の状況、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、豪雨の増加等の自然環境の変化等を総合的に勘案しつつ、森林の有する各機能を高度に発揮するための森林施業の実施、育成複層林への転換、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害や野生鳥獣の被害防止対策等の取組を推進することにより、多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標については、次のとおり定める。

ただし、「地球環境保全機能」は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、保全の目標等は設定しないものとする。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林整備及び保全の推進に当たっては、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とする。

また、花粉発生源対策を加速するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を推進する。

また、農山村地域の振興に欠くことのできない施設である林道等の路網を計画的に整備することとする。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するため、森林GIS等の効果的な活用を図る。

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

森林所有者等の行う人工造林に当たっては、第2-1-(1)森林の整備及び保全の目標並びに第2-1-(2)森林の整備及び保全の基本方針により実施することとする。

造林樹種、造林の方法、人工造林をすべき期間については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ただし、保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

① 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種を定めるに当たっては、適地適木を旨として、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案し、以下の樹種を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意する。

苗木の選定については、成長に優れた特定苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

なお、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとする。また、そのような樹種を植栽すべき区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用することを明らかにした上で樹種を定めるものとする。

標準的な人工造林の対象樹種

樹種名
スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、その他広葉樹

② 人工造林の標準的な方法に関する指針

(イ) 植付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。具体的には、植栽時期は、

苗木の成長開始の直前を目安として、2月～4月の間に行うこととするが、乾燥等気象条件を十分に考慮すること。また、苗木の根が充分入る程度の大きさの植え穴を掘り、根をよく広げて埋め戻し、土と根が密着するよう適度に踏み固めて、ていねいに植栽することとする。

なお、コンテナ苗については、上記の植栽時期以外でも高い活着率が見込め、専用の植栽器具を利用することで効率よく植栽を行うことができるため、積極的に利用するものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類を原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。

保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢・回数															備考	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下刈り	1	1	1	1	1	1										1～6年生の各年に各1回 (スギ・ヒノキ林分)	
つる切り																2回	5～15年生の間に2回
除伐																1回	5～15年生の間に1回

① 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行うこととする。

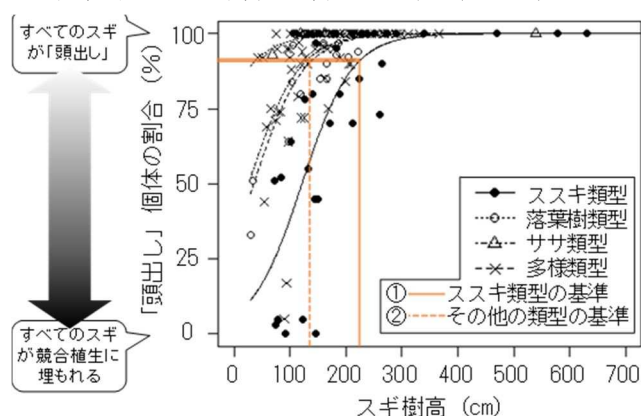
また、下刈りの終期は、植栽木が雑草木よりも高くなり被圧されなくなる時期を目安とし、目的樹種の成育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定めるものとする。

スギ及びヒノキ林分の下刈りについては、6月から8月の間に全刈りを標準として行うが、必要に応じて9月までの間に2回目を行う。

クスギ林分の下刈りについては、スギ及びヒノキ林分の下刈り時期より早めに行うのが望ましい。

なお、スギ林分の下刈りについて、多くの植栽木が下図のような「頭出し」状態であれば、当年の下刈りを省略できる。

毎年下刈り要否の判断基準（スギ）



4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

① 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林は、森林の有する水源のかん養機能、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる区域について設定するものとする。

また、公益的機能別施業森林の各区域の重複は認めるものとし、それぞれの森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めることとする。

なお、公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、下記により定める基準に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域の森林資源の現況、森林所有者の状況及び施業の実施状況を勘案して、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の経営の受委託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域協議会の開催による地域の合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るとともに、森林経営計画の作成を支援することにより、森林施業の共同化を促進するものとする。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用した面的な施業の集約化を推進するなど、森林管理の適正化を図るものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

③ 林業に従事する者の育成、確保

林業への新規就業希望者に対して林業事業体との面談機会の拡大を図るとともに、就業後の定着を図るため、チェンソーや刈払機等の基本研修並びにプロセッサ等の高性能林業機械による伐木集材などの高度な技術研修を実施し、技術者の育成を図るものとする。

あわせて、異業種から林業への新規参入や女性労働者の活躍・定着等に取り組む。

さらに、担い手を受け入れる森林組合等の林業事業体に対しては社会保険制度の充実、労働環境の改善を支援するものとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

③ 合法性確認木材に係る取組の推進

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

その行為が開発許可を要するものについては、「福岡県林地開発許可申請の手引」により行うこととし、許可制度の適用を受けない地方公共団体及び1ha以下の開発行為にあっても同手引を準用し、防災及び環境の保全に努めるものとする。

土砂の採取・盛土その他の土地の形質の変更に当たっては、林地に支障を及ぼさないよう留意し、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等、必要に応じて法面保護のための施設及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。その他、土地の態様に応じて流出、崩壊等の防止に必要な施設を設けることなど適切な保全措置を講ずるものとする。

太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可を必要する面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

なお、他の法令により、土地の形質の変更に係る規制を受ける場合には、当該法令に定めるところにより所要の手続きを行うこととする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千 m^3)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,392	1,342	50	730	680	50	662	662	—
前半5ヵ年 の計画量	696	671	25	365	340	25	331	331	—

2 間伐面積 (単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総 数	7,784
前半5ヵ年 の計画量	3,892

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (単位 面積：ha)

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,673	388
前半5ヵ年 の計画量	836	194

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設

(単位 延長：m 面積：ha)

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の 計画箇所	指定 林道	備考
開設	林道開設総数			10路線	15,938	2,687			
開設	自動車道	森林管理道	福岡市	長野	600	98			
			小計	1路線	600	98			
開設	自動車道	森林基幹道	糸島市	第3雷山浮嶽	1,102	1,362	○		(有)
		森林管理道		獅子舞	655	244	○		(有)
		林業専用道		狐尾	800	30			
				二丈岳	1,101	71	○		
		小計	4路線	3,658	1,707				
開設	自動車道	森林管理道	那珂川市	寺倉	800	287	○	○	
				第2寺倉	4,200	210			
			小計	2路線	5,000	497			
開設	自動車道	森林管理道	篠栗町	小葉山	2,490	120	○		
				東蒲原	1,190	35			
				小計	2路線	3,680	155		
開設	自動車道	森林管理道	須恵町	城山～大谷	3,000	230			
			小計	1路線	3,000	230			

注1：備考欄の(有)は国有林と関係する路線である。

延長及び箇所数、利用区域の上段は、2つ以上の市町村にまたがる路線の総延長、総面積である。

(2) 拡張(改良)

(単位 延長：m 面積：ha)

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区域 面積)	前半5カ年の 計画箇所	備考
拡張	林道拡張総数			22路線	17,566			
拡張	〈改良〉			14路線	11,000			
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	筑紫野市	水呑	480			
				白木野	1,040			
				本谷	550			
				下西山	220			
			小計	4路線	2,290			
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	那珂川市	猿山	800			
				小計	1路線	800		
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	宇美町	仲ノ原・支線1号	540			
				柚ノ木	500			
				大城	500		○	
			小計	3路線	1,540			
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	篠栗町	笹尾	550			
				小葉山支	1,820			
				谷口	490			
				若杉	1,590			
			小計	4路線	4,450			
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	須恵町	清水	540			
				守母	1,380			
			小計	2路線	1,920			

(3) 拡張(舗装)

(単位 延長：m 面積：ha)

開設/ 拡張	種 類	(区 分)	位 置 (市町村)	路 線 名	(延長及び 箇所数)	(利用区域 面積)	前半5カ年 の計画箇所	備 考
拡張	〈舗装〉			8路線	6,566			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	那珂川市	下谷	870			
				エゲ平石	720			
			小計	2路線	1,590			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	宇美町	大久保	400			
				小計	1路線	400		
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	篠栗町	松尾	200			
				蛇谷	1,961			
				郷ノ原	495			
			小計	3路線	2,656			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	須恵町	本谷	540			
				守母	1,380			
			小計	2路線	1,920			

(4) 林道計画総括表

(単位 延長：m)

計 画 量	区 分	開 設	拡 張			備 考
			計	改 良	舗 装	
計 画 量	前期 (令和2年～6年度)	6,148	500	500	0	
	後期 (令和7年～11年度)	9,790	17,066	10,500	6,566	
	計	15,938	17,566	11,000	6,566	

編集・発行

福岡県農林水産部農山漁村振興課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
ダイヤル 092-643-3505

福岡県行政資料	
分類記号 PF	所属コード 4700200
登録年度 05	登録番号 0005